

令和4年5月20日

第5回登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会

分流式下水道等に要する経費について



登米市上下水道部

1 繰出し基準

基準内繰出である「分流式下水道等に要する経費」（以下、分流式経費という。）の繰出し基準は以下のとおりである。

○令和3年度の地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）

第8 下水道事業

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

※ 「令和4年度の地方公営企業繰出し金について」も同内容である。

ただし、使用料単価が150円/m³を超えている場合は、使用料収入が増加すると分流式経費が減少するという算定方法となっている。

登米市では、令和2年度実績における使用料単価が157.84円/m³と150円/m³を超えていることから、使用料を改定しても収益的収入が増加しない状況になっている。

2 使用料改定と分流式経費の関連性

繰出し基準にもある通り、“その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額”に対する繰出しであることから、使用料改定に伴い収入が増加すると分流式経費が減少することとなり、分流式経費が0円とならない限り、収益的収入は増加しないこととなる。

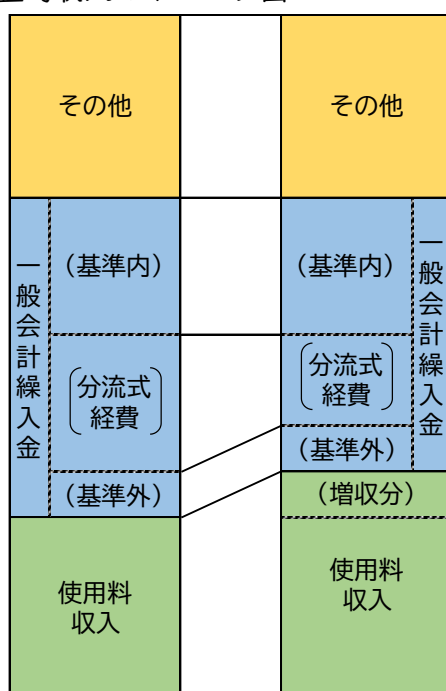
ただし、使用料を改定し収入を増やすことは、基準内であるか基準外であるかに関わらず、一般会計繰入金の削減につながるることとなる。

○ケース1：経費回収率（維持管理費）を100%とする場合（33%改定）

・収益的収支

項 目		現行	ケース1 (33%改定)	増減
営業収益	使用料収入	743,772	994,417	250,645
	その他	25,836	25,836	0
	計	769,608	1,020,253	250,645
営業外収益	他会計補助金	1,483,366	1,232,721	-250,645
	その他補助金	25,000	25,000	0
	長期前受金戻入	1,247,439	1,247,439	0
	その他	7,860	7,860	0
	計	2,763,665	2,513,020	-250,645
収益的収入		3,533,273	3,533,273	0

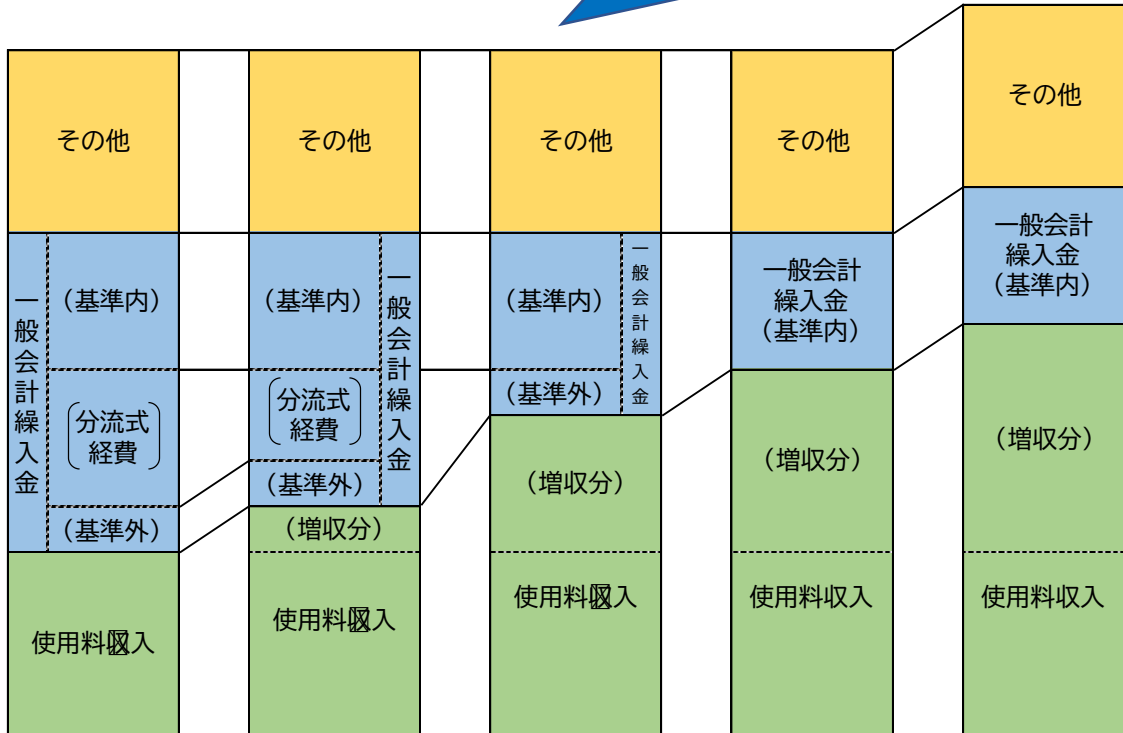
・収益的収入のイメージ図



使用料収入が増加すると
分流式経費が同額減少し、
収益的収入は変わらない。

・ 使用料収入と一般会計繰入金のイメージ図

使用料収入が増加すると分流式経費が減少し、
 続いて基準外繰入が減少する。
 基準外繰入が全額解消されると収益的収入が増加する。



※ イメージ図

登米市では収益的収入、資本的収入とも基準外繰入を見込んでいるが、上図に示すように、まず収益的収入の一般会計繰入金のうち、分流式経費（基準内）及び基準外繰入金を解消することで、資本的収入の基準外繰入を解消することができることとなる。